

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十年法律第七十七号) 抄

(第四十二条関係(平成十七年四月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十二条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)</p> <p>第七十二条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ドイツ年金法令の規定により同種の請求を受理することとされているドイツ保険者を経由してすることができる。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>五 厚生年金保険法附則第二十九条第五項</p> <p>2 (略)</p>